**長野県告示第76号**

令和3年10月14日付けで告示した身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退について、次のとおり辞退の取下げがありました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 辞退を取下げた医師の氏名
庄司 進一
- 2 診療を行う医療機関の所在地及び名称
塩尻市大字室賀1295
医療法人社団敬仁会
桔梗ヶ原病院

障がい者支援課

長野県告示第77号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和4年2月28日

長野県知事 阿部 守一

名 称	条 項
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）	第45条並びに第46条第1項及び第2項

資源循環推進課

長野県告示第78号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
イワタニ長野株式会社 代表取締役 奥山 浩伸	長野市東和田749番地	令和4年2月21日

産業技術課

長野県告示第79号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和4年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
木曾農業協同組合上松支所	長野県木曾郡上松町駅前通り1-66	長野県木曾郡上松町駅前通り1-66 木曾農業協同組合上松支所
木曾農業協同組合王滝支所	長野県木曾郡王滝村2891-1	長野県木曾郡王滝村2891-1 木曾農業協同組合王滝支所

会計課

長野県告示第80号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和4年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
ながの農業協同組合須坂支所井上店	長野県須坂市大字幸高447-2	長野県須坂市大字幸高447-2 ながの農業協同組合須坂支所井上店

会計課

長野県告示第81号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和4年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
ワタキューセイモア株式会社長野営業所	長野県東筑摩郡山形村下本郷4088	長野県上田市緑が丘1-27-21 YSPS信州上田医療センター店

会計課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年2月28日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

- 1 路 線 名 川上佐久線
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字畑281番の1地先から
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋4043番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月1日

道路管理課

長野県公安委員会告示第13号

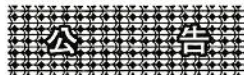
平成20年長野県公安委員会告示第32号（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例による改正後の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく規制を行う必要性が高いと認められるものとして定める区域）の一部を次のように改正します。

令和4年2月28日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

本則中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成20年長野県条例第24号）による改正後の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「長野県迷惑行為等防止条例」に改める。

生活安全企画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、安曇野都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和4年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和4年3月26日（土） 午前10時00分から
- (2) 開催場所 長野県犀川安曇野流域下水道事務所2階 会議室（安曇野市豊科田沢6709）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画下水道
犀川安曇野流域下水道
- (2) 変更案の閲覧
令和4年3月1日（火）から令和4年3月25日（金）まで、3の（3）の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画法に係る区域内の土地の所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
令和4年3月1日（火）から令和4年3月15日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りです。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県環境部生活排水課、長野県犀川安曇野流域下水道事務所、安曇野市役所
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。